国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

現在、国民健康保険の加入者の多くは、高齢者など無業者の割合が増え、さらに青年の非正規雇用者の加入なども増えています。そのため、国民健康保険は事実上、低所得者で他の医療保険に入れない人々の医療保険となっています。

また、国民健康保険には、被用者保険の事業主負担分にあたるものがないため、国が国庫負担を定めています。景気悪化の影響もあり市民生活は厳しい中、別府市では20年度より多くの被保険者が4割から5割も保険税が上がり、21年度には市民の声に押されて若干引き下げになったものの支払が困難な世帯が多い状況です。

20年度の短期保険証の交付は2402世帯で国保加入世帯2万4413世帯の9.95%にのぼり、資格証明書の交付は226世帯で国保加入世帯の0.94%にのぼります。滞納が財政悪化を招き、さらに保険税の値上げへとつながっています。社会保障である国民健康保険税の負担が逆に生活を脅かす状況が見受けられます。

保険税が高くなった原因のひとつとして、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。 1984年までは「かかった医療費の45%」が国庫負担だったものが、それ以降「保険給付費の50%」、つまり、かかった医療費の38.5%に引き下げられました。それ以外にも市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止され、助産費補助金も改悪されています。その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担金の割合は、現在では3割に減っています。

よって、国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

1 国民健康保険に対する国庫負担を増額すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月 日

別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣 殿